

(表)

					第	号
登録に係る電気通信設備検査職員の証						
この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第139条第1項の規定による登録に係る電気通信設備の立入検査をする職権を有する者であることを証する。						
所	属					
氏	名					
発	行	年	月	日	省 総 総務省 印 務	
有 効 期 限		年	月	日		

(裏)

放送法抜粋	
第139条 総務大臣は、前3条の規定の施行に必要な限度において、登録一般放送事業者に対し、第126条第1項の登録に係る電気通信設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該電気通信設備を設置する場所に立ち入り、当該電気通信設備を検査させることができる。	
2	前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3	第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第188条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。	
二	第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。